

奈良県傷病者の搬送・受入れの実施に関する基準

平成23年1月31日策定
平成26年5月1日改正
奈良県

目 次

1	奈良県傷病者の搬送・受入れの実施に関する基準の概要	1
2	傷病者の観察及び適切な医療機関の選定に関する基準	2
	・ 傷病者の観察及び搬送先選定シート	3
	・ 日々の救急搬送病院リスト（別表）	7
3	消防機関から医療機関への伝達に関する基準	2
4	症状に応じ適切な対応ができる救急搬送病院リスト	2
5	受入医療機関確保に関する基準	8
6	その他の基準	9
7	救急搬送候補病院リスト（参考1～9）	10

1. 奈良県傷病者の搬送・受入れの実施に関する基準の概要

(1) はじめに

本県の救急搬送に関しては、平成21年3月に生駒市内で心肺停止患者の救急搬送に関し、県内の6医療機関で受入れできず、県外の医療機関へ搬送されるという事案が発生するなど、消防機関と医療機関との連携が十分機能していない状況となっています。

このことは、救急搬送に関する統計データからも明らかであり、受入医療機関を決定するまでの照会回数や救急搬送に要する平均所要時間は、全国平均よりも相当悪い状況となっています。

このような状況を改善するため、消防法の改正に基づく「傷病者の搬送・受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)を、本県においても策定することとし、消防関係者や医療関係者を委員とする「奈良県救急搬送及び医療連携協議会」を設立し、その協議会に症候別に七つの部会を設け検討を進め、また、県内全消防本部の搬送実績や県内病院へのアンケート調査及びヒアリングも併せて実施し、それらの結果等を元にこの実施基準の取りまとめを行いました。

この実施基準策定の目的は、地域における現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、傷病者の状況に応じた適切な病院選定・搬送を目指すことにあります。

また、実施基準をより有効に機能させるため、傷病者の搬送及び受入れの実施状況を継続的に調査・分析し、その結果を踏まえ、実施基準の見直しを行うこととしてます。

(2) 実施基準の内容

① 傷病者の観察及び適切な医療機関の選定に関する基準

救急隊が、傷病者の症状に応じた医療を提供できる医療機関へ搬送するため、傷病者の症状を適切に観察し、その症状に対応できる医療機関を選定するルールを定めます。

② 消防機関から医療機関への伝達に関する基準

消防機関が、傷病者の状況を医療機関に伝える際のルールを定めます。

③ 症状に応じ適切な対応ができる救急搬送病院リスト

救急隊が速やかに搬送先を決定するため、医療機関を症状に応じ分類し、あらかじめ搬送先の候補となる医療機関をリスト化します。

④ 受入医療機関確保に関する基準

受入医療機関が速やかに決まらない場合などのルールを定めます。

⑤ その他の基準

ドクターヘリに関する事項やルール運用に関する事項などを定めます。

2. 傷病者の観察及び適切な医療機関の選定に関する基準

救急隊は、「傷病者の観察及び搬送先選定シート」により、傷病者を観察し、搬送先医療機関を選定することとします。

傷病者の観察及び搬送先選定シート（以下「観察・選定シート」という。）は、病気などの内因性疾患の場合は内因性疾患用（別紙1）を、けがなどの外因性疾患の場合は外因性疾患用（別紙2）を用います。

また、搬送先医療機関は、「日々の救急搬送病院リスト（別表）」から「観察・選定シート」の基準に従い選定するものとします。

3. 消防機関から医療機関への伝達に関する基準

消防機関は、「観察・選定シート」により、傷病者の搬送を行おうとする医療機関に傷病者の状況を伝えることとし、医療機関は、速やかに受入れの可否を判断するものとします。

(1) 消防機関は、「観察・選定シート」の基準に従い、搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項を医療機関に伝達するものとします。

救急隊は、医療機関到着時に、「観察・選定シート」を医療機関へ引き継ぎ、その後、医療機関の承諾を得て署に引き上げるものとします。

また、救急隊は、必要に応じて転送等の対応にも配慮するものとします。

(2) 伝達を行う消防機関は、傷病者の状況を正確に受入医療機関へ伝える必要があることから、原則として救急医療に関する知識を有する救急救命士等が伝達にあたることとします。特に救命救急センター等へ搬送が必要な緊急性が高い傷病者の場合は、直接、現場で傷病者の対応した者が伝達にあたるよう努めるものとします。

(3) 伝達を受ける医療機関は、可能であれば医師等の受入判断を行える者が直接対応するものとし、傷病者の搬送の受入れの可否を速やかに判断し、消防機関へ伝えるものとします。特に、ベッドの空床情報など受入可否の判断項目について、あらかじめ把握し、速やかな判断に備えるよう努めるものとします。

また、医療機関は、救急隊から引き継いだ「観察・選定シート」に診療情報を記入し、県に提出するよう努めるものとします。

4. 症状に応じ適切な対応ができる救急搬送病院リスト

県は、あらかじめ各病院から日々の受入可否情報を収集し、「日々の救急搬送病院リスト（別表）」を作成し、それを消防機関へ情報提供するものとし、消防機関は、医療機関の選定にこのリストを使用するものとします。

なお、搬送先の候補となる医療機関は、別添の参考1～9のとおりです。